

発注者 新発田市水道局 と 受注者 とは、下記の条項により委託契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- ## 5 契約金額

[illegible]

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

- | | |
|-----------|--|
| 6 契約保証金 | 免除
(契約規則第40条第7号該当) |
| 7 委託料の支払い | 受注者は、業務終了後、実施した業務（検査に合格した業務に限る。）の明細を記載した支払請求書を作成し、発注者に提出するものとする。発注者は、受注者の提出する適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。 |
| 8 規則等の適用 | この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成18年新発田市規則第35号）、新発田市委託契約約款、機密情報に関する特記事項及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。 |

ただし、本契約を電子契約にて締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

発注者 新発田市下内竹747番地

新発田市長 二階堂 馨

受注者